

## 日本マクロエンジニアリング学会 会則

### 〔 総 則 〕

#### (名 称)

1. 本会は、日本マクロエンジニアリング学会 (Japan Macro - Engineers Society 略称 JAMES) という。

#### (事務所)

2. 本会は、本部を東京都に置き、必要と認める地に支部、または連絡事務所及び事務局を置くことができる。

#### (目 的)

3. 本会は、マクロエンジニアリングにともなう問題を巨視的な観点から創造的に研究し、マクロエンジニアリングという総合的な知識分野を拓くとともに、それを人類の未来のために応用する活動を行うことを目的とし、その活動を通じて会員相互の交流と人材の育成をはかり、その構想の普及をめざす。

#### (事 業)

4. 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。
- ① マクロエンジニアリングに関する研究・調査の促進、及び助成。
  - ② 研究・調査の発表ならびに講演会・見学会などの開催。
  - ③ 会報、その他図書などの刊行。
  - ④ 視聴覚資料等を含む文献・資料の収集ならびに作成・管理。
  - ⑤ 内外の関連学会、関係団体等との連帯・情報交換。
  - ⑥ その他、本会の目的達成に必要な事業。

### 〔 会 員 〕

#### (種 別)

5. 本会の会員は、名誉会員、正会員、法人会員、準会員、及び学生会員の 5 種とする。
- ① 名誉会員は、マクロエンジニアリング、及び本会の発展に功労のあったと本会が認めた者とし、会費を免除する。
  - ② 正会員は、第 6 条に規定する資格を有し、所定の会費を納入する者とする。
  - ③ 法人会員は、第 6 条に規定する資格を有する団体、及び個人で所定の会費を納入するものとする。
  - ④ 学生会員は、第 6 条に規定する資格を有し、学生の資格を有する者とする。
  - ⑤ 準会員など上記以外の会員種については運営細則にて定めるものとする。

(資格)

6. 本会の会員は、次の資格のいずれかを有し、理事会の承認を得なければならない。

- ① マクロエンジニアリングの重要性と困難さを理解し、かつ、これを科学的に推進することの必要性を認識する者。
- ② 本会の目的に賛同し、関連分野の専門家である者。

(便宜)

7. 会員は、本会が収集した情報・資料・調査内容などの利用に関して便宜が与えられ、研究会・講演会・見学会・その他本会の行う事業に参加することができる。又、法人会員については、適宜理事会の承認を得た者に、この便宜が与えられるものとする。

(退会)

8. 会員がこの会を退会しようとするときは、その義務を完了した後、その旨を会に届けるものとする。

2)) 会費を2年間連続して(2年分)滞納した会員は退会したものとみなす。ただし、休会届けが出された場合、もしくは正当な理由があると事務局が認めた場合、休会扱いとし、当該期間の会費を免除する。その場合、第7条の便宜は与えられない。

(除名)

9. 会員が下記の各項に該当する時は、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- ① 会の主旨に反し、会の名誉を傷つけた場合。

[役員]

(種別)

10. 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 理事長 1名
- ④ 副理事長 若干名 常任副理事長を置くことができる
- ⑤ 理事 30名以内
- ⑥ 監事 2名
- ⑦ 顧問 定員は運営細則にて定める

(選任)

11. 役員を選任は、次の方法による。

- ① 理事は、正会員の中から正会員の投票によって選挙する。
- ② 会長は、会員の中から理事会が選任する。
- ③ 副会長は、会員の中から会長が選任する。
- ④ 理事長は、会長の提案に基づき、理事の中から理事会が選任する。
- ⑤ 副理事長は、理事の中から理事長が選任する。
- ⑥ 監事は、理事会の同意を得て正会員の中から会長が選任する。
- ⑦ 顧問は、会長の提案に基づき、理事会が選任する。

(職務)

12. 役員は次の職務を分担する。

- ① 会長はこの会を代表し、会務を総括すると共に総会を開催し、その議長となる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- ③ 理事長は会長・副会長を補佐し、理事会を主宰する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行する。
- ⑤ 理事は原則として、企画・編集・総務・財務等の会務を分掌する。
- ⑥ 監事はこの会の業務、ならびに会計を監査するが、理事会および総会の評決に加わらない。又、他の役員を兼ねることができない。
- ⑦ 顧問は会長の諮問に応じ本会の運営につき助言するが、理事会および総会の評決に加わらない。

(任期)

13. 役員の任期は原則として、4月1日より2年間とする。ただし、再任・重任を妨げない。

2) 役員に欠員が生じたときは、各項所定の方法によりこれを補充する。補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

[ 会議 ]

(総会)

14. 総会は年1回開催し、本会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画、及び収支予算の決定。
- ② 事業報告、及び収支決算の承認。
- ③ 会則の変更。
- ④ 解散、及び残余財産の処分。
- ⑤ その他会長が認めた重要事項。

2) 正会員の4分の1以上の要求があった場合には、会長は2ヶ月以内に臨時総会を開催

しなければならない。

3) 総会の議決は、運営細則に定められた方法をもって行う。

(理事会)

15. 理事会は、役員で構成する。

2) 理事会は理事長が招集し、その議長となる。理事会は運営細則、及び本会の運営に必要な事項を審議決定する。

3) 理事会の議決は、出席者の過半数をもって行う。

[ 組 織 ]

マクロエンジニアリング学会 会則

(事務局)

16. 本会の会務を処理するため事務局を設ける。その運営細則は別に定める。

(委員会)

17. 本会に運営委員会を置き、会務の執行に当る。

2) 本会の目的達成に必要な研究会を置く。

その運営細則は別に定める。

(資 産)

18. この会の資産は、次の各号によりなるものとする。

- ① 入会金・年会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ 寄付、及び補助助成の金品
- ④ 資産から生ずる収入
- ⑤ その他

2) この会の経費は、資産をもってあてる。

(年 会 費)

19. 年会費は次の通りとする。ただし、各種割引制度は運営細則にて定めるものとする。

- ① 正会員 10,000 円
- ② 法人会員 1 口 100,000 円
- ③ 学生会員 免除
- ④ 準会員 運営細則にて定めるものとする。

(会計年度)

20. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

[ 雑 則 ]

(会則の変更)

21. 本会則は、総会において正会員の総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解 散)

22. 本会は、総会において正会員の総数の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

(細 則)

23. 本会の運営に必要な細則は、理事会が定める。

(施 行)

24. 本会則は昭和60年4月1日より施行する。

改 正： 昭和60年9月18日

理事会審議： 昭和62年7月7日

改 正： 昭和63年6月16日

平成2年9月10日

平成4年6月30日

平成6年6月6日

平成10年4月23日

平成11年12月22日

平成22年6月12日

平成30年5月12日